



宮 崎 県 公 報

令和3年9月9日(木曜日) 第 236 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示

- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出(福祉保健課) 1
- 指定障害児通所支援事業者の指定(2件)……(障がい福祉課) 1
- 指定障害福祉サービス事業者の指定……(“ ”) 2
- 保安林の指定施業要件の変更通知の宛先不明について……(自然環境課) 2
- 林業用種苗生産事業者の登録……(森林経営課) 2
- 道路の供用の開始……(道路保全課) 2
- 土砂災害警戒区域の指定(3件)……(砂防課) 2
- 土砂災害特別警戒区域の指定(2件)……(“ ”) 3

頁

公 告

- 宮崎県収入証紙売りさばき人の変更の届出……(会計課) 3
- 土地改良区の定款変更の認可……(農村整備課) 5
- 県営土地改良事業計画の変更……(“ ”) 5
- 落札者等の公告(2件)……5
- 病院局公告**
- 落札者等の公告(3件)……6
- 収用委員会告示**
- 土地収用法施行令第5条第2項の規定による公示送達……6
- 海区漁業調整委員会指示**
- 漁業法に基づく指示……6

告 示

宮崎県告示第 681号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和3年9月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
いがらし歯科医院	都城市下川東4-3225	令和3年7月31日

宮崎県告示第 682号

児童福祉法(昭和22年法律第 164号)第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者の指定をした。

令和3年9月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事 業 所 番 号	指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 所		指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 者		指 定 年 月 日	事 業 等 の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地		
4550400164	放課後等デイサービス ウィズ・ユ-日南	日南市上平野町2-4-3	株式会社ゆとりお	宮崎市源藤町南田44番地1 アモント南田 302号	令和3年9月1日	児童発達支援事業所、放課後等デイサービス

宮崎県告示第 683号

児童福祉法(昭和22年法律第 164号)第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者の指定をした。

令和3年9月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事 業 所 番 号	指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 所		指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 者		指 定 年 月 日	事 業 等 の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地		
4550500179	放課後等デイサービス事業所 A o	小林市堤3708番地4	社会福祉法人ときわ会	小林市堤4380番地	令和3年9月1日	放課後等デイサービス

宮崎県告示第684号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

令和3年9月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	所在地		
4520201460	スマイルハウスたかお	都城市五十町1805番地2	合同会社エンジェルケア	都城市南鷹尾20-24南鷹尾店舗ビル1階	令和3年9月1日	共同生活援助

宮崎県告示第685号

保安林の指定施業要件の変更(令和3年農林水産省告示第1133号)に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更の通知の内容を、当該保安林の属する市町村の市役所又は町村役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和3年9月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

- (1) 西米良村役場
黒木政義
- (2) 椎葉村役場
黒木俊二、黒木豊、小倉久信、中竹マツノ、右田房代

2 通知の要旨

- (1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があったこと。
- (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和3年農林水産省告示第1133号によること。

宮崎県告示第686号

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第10条第3項の規定により、次のとおり林業用種苗生産事業者の登録をした。

令和3年9月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容		事業所の名称 及び所在地
		種穂	苗木	
1397	九州NFコンテナ苗生産事業協同組合 宮崎県宮崎市田野町甲1603番地	採取、精選	幼苗の育成、幼苗以外の苗木の育成	九州NFコンテナ苗生産事業協同組合 宮崎県宮崎市田野町甲1603番地

宮崎県告示第687号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道

路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和3年9月9日から同年同月23日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年9月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
	国道	447号	えびの市大字内堅大河平国国有林3002林班つ小班から同市同大字大河平国国有林3002林班つ小班まで	令和3年9月9日

宮崎県告示第688号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和3年9月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の 渓流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
延岡市	津船	38-1	地滑り
	足鍋	39-8	地滑り
	下塚	40-1	地滑り
	葛葉	40-2	地滑り

八 戸	40-3	地 滑 り
岩 の 口	40-6	地 滑 り
俵 野	40-7	地 滑 り
梅 木	41-1	地 滑 り
仏 越	41-2	地 滑 り
荒 平	39-02	地 滑 り
猿 渡	39-06	地 滑 り
猿 渡 2	39-07	地 滑 り
下 崎	39-09	地 滑 り
屋 形 原	39-4	地 滑 り
小 原	林39-1	地 滑 り
堂 田ノ 迫	林39-2	地 滑 り
滝 下	39-1	地 滑 り
打 扇	39-3	地 滑 り
瀬 越	39-5	地 滑 り

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び宮崎県延岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 689号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和3年9月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
延 岡 市	桑ノ原4(B)	F-1-20117	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び宮崎県延岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 690号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次のとおり

土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和3年9月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
都 農 町	尾ノ下	II-1-6313	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び宮崎県高鍋土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 691号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和3年9月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
延 岡 市	桑ノ原4(B)	F-1-20117	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び宮崎県延岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 692号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和3年9月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
都 農 町	尾ノ下	II-1-6313	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び宮崎県高鍋土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 693号

宮崎県収入証紙条例施行規則(昭和39年宮崎県規則第11号)第11条第5項の規定により、収入証紙売りさばき人から次のとおり変更の届出があった。

令和3年9月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

変 更 前		変 更 後		変 更 年 月 日			
売りさばき 人の氏名	売りさばき をする場所	売りさばき 人の氏名	売りさばき をする場所				
宮崎中央農 業協同組合	宮崎市丸島 町 1 番17号 宮崎中央 農業協同組 合本店内	宮崎中央農 業協同組合	宮崎市丸島 町 1 番17号 宮崎中央 農業協同組 合本店内	令和3年 2月27日			本郷南方41 42番地 宮 崎中央農業 協同組合赤 江南支店内
	宮崎市北権 現町 186番 地 1 宮崎 中央農業協 同組合宮崎 支店内		宮崎市北権 現町 186番 地 1 宮崎 中央農業協 同組合宮崎 支店内				宮崎市恒久 3丁目10番 地13 宮崎 中央農業協 同組合恒久 支店内
	宮崎市大字 恒久字鳥ノ 巢6173-58 宮崎中央 農業協同組 合大淀支店 内		宮崎市大字 恒久字鳥ノ 巢6173番地 58 宮崎中 央農業協同 組合大淀支 店内				宮崎市大字 熊野 565番 地 宮崎中 央農業協同 組合木花支 店内
	宮崎市大字 浮田3117番 地 1 宮崎 中央農業協 同組合生目 支店内		宮崎市大字 浮田3117番 地 1 宮崎 中央農業協 同組合生目 支店内				宮崎市清武 町船引 185 番地 1 宮 崎中央農業 協同組合南 宮崎支店内
	宮崎市大字 瓜生野2187 番地 1 宮 崎中央農業 協同組合北 支店内		宮崎市大字 島之内1789 番地 宮崎 中央農業協 同組合住吉 支店内				宮崎市清武 町加納 4丁 目 1 番地 宮崎中央農 業協同組合 加納支店内
	宮崎市大字 島之内1789 番地 宮崎 中央農業協 同組合住吉 支店内		宮崎市大字 恒久1005番 地 宮崎中 央農業協同 組合赤江支 店内				宮崎市田野 町乙.9358番 地 宮崎中 央農業協同 組合田野支 店内
	宮崎市大字 恒久1005番 地 宮崎中 央農業協同 組合赤江支 店内		宮崎市大字 熊野 565番 地 宮崎中 央農業協同 組合木花支 店内				宮崎市佐土 原町下田島 9875-3 宮崎中央農 業協同組合 佐土原支店 内
	宮崎市大字		宮崎市清武				宮崎市佐土 原町東上那 珂 14829番 地 1 宮崎 中央農業協
							町船引 185 番地 1 宮 崎中央農業 協同組合南 宮崎支店内
							宮崎市田野 町乙.9358番 地 宮崎中 央農業協同 組合田野支 店内
							宮崎市佐土 原町松小路 20番地 1 宮崎中央農 業協同組合 佐土原支店 内
							宮崎市高岡 町飯田 4丁 目 6 番地 1 宮崎中央 農業協同組 合高岡支店 内
							東諸県郡国 富町大字本 庄1979番地 1 宮崎中 央農業協同 組合国富支 店内

同組合那珂
支店内宮崎市佐土
原町上田島
1946番3
宮崎中央農
業協同組合
西佐土原支
店内宮崎市高岡
町飯田4丁
目6番地1
宮崎中央
農業協同組
合高岡支店
内宮崎市高岡
町小山田69
番地5 宮
崎中央農業
協同組合穆
佐支店内東諸県郡国
富町大字本
庄1979-1
宮崎中央
農業協同組
合国富支店
内東諸県郡国
富町大字八
代南保2697
-1 宮崎
中央農業協
同組合八代
支店内東諸県郡国
富町大字木
脇1236 宮
崎中央農業
協同組合木
脇支店内東諸県郡国
富町大字森
永1706-1
宮崎中央
農業協同組合森永支店
内

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第2項の規定により、五十鈴土地改良区（門川町）から令和3年6月1日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和3年9月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第88条第1項の規定により、岩井川地区県営土地改良事業（日之影町、中山間地域総合整備事業）に係る土地改良事業計画を変更した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年9月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 縦覧に供する書類
変更に係る土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間
令和3年9月9日から令和3年10月11日まで
- 縦覧場所
日之影町役場建設課内
- その他
この公告に係る土地改良事業計画の変更（以下「この計画の変更」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。
また、この計画の変更については、上記の審査請求のほか、この計画の変更があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、この計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和3年9月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 落札に係る物品等の名称及び数量
タブレットPC 3,400台
- 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号
- 落札者を決定した日
令和3年8月2日
- 落札者の氏名及び住所
富士電機ITソリューション株式会社 宮崎支店 宮崎市江平西1丁目3番6号
- 落札金額
152,966,000円
- 一般競争入札の公告を行った日
令和3年6月21日

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和3年9月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
宮崎県庁本庁舎(本館(附属棟を含む。))及び1号館)で使用する電気 1,745,480 kWh
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県総務部財産総合管理課 宮崎市橘通東2丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和3年8月18日
- 4 落札者の氏名及び住所
九州電力株式会社宮崎営業所 宮崎市橘通西4丁目2番23号
- 5 落札金額
24,408,327円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
令和3年7月8日

病院局公告

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和3年9月9日

県立宮崎病院長 嶋本富博

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
県立宮崎病院で使用する電気 2,525,000 kWh
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
県立宮崎病院総務課整備担当 宮崎市北高松町5番30号
- 3 落札者を決定した日
令和3年8月18日
- 4 落札者の氏名及び住所
九州電力株式会社宮崎営業所 宮崎市橘通西4丁目2番23号
- 5 落札金額
33,719,687円(消費税込み)
- 6 一般競争入札の公告を行った日
令和3年7月8日

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和3年9月9日

県立延岡病院長 寺尾公成

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
県立延岡病院で使用する電気 8,234,000 kWh
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
県立延岡病院総務課整備担当 延岡市新小路2丁目1番地10
- 3 落札者を決定した日
令和3年8月18日
- 4 落札者の氏名及び住所
九州電力株式会社延岡営業所 延岡市東本小路96番地2
- 5 落札金額
107,166,258円(消費税込み)

- 6 一般競争入札の公告を行った日
令和3年7月8日

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和3年9月9日

県立日南病院長 峯一彦

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
県立日南病院で使用する電気 5,971,188 kWh
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
県立日南病院総務課整備担当 日南市木山1丁目9番5号
- 3 落札者を決定した日
令和3年8月18日
- 4 落札者の氏名及び住所
九州電力株式会社日南営業所 日南市中央通1丁目8番地8
- 5 落札金額
77,741,327円(消費税込み)
- 6 一般競争入札の公告を行った日
令和3年7月8日

収用委員会告示

宮崎県収用委員会告示第4号

土地収用法施行令(昭和26年政令第342号)第5条第2項の規定により、次のとおり公示送達を行う。

令和3年9月9日

宮崎県収用委員会

公示送達

土地収用法(昭和26年法律第219号)第66条第3項の規定により、下記1の者に送達すべき下記2の書類は、当収用委員会事務担当課(宮崎県県土整備部用地対策課)において保管してあるので、出頭の上その交付を受けてください。

記

- 1 送達を受けるべき者の氏名及び住所等
不明 ただし、宮崎県都城市高木町6559番1、同6559番2、同6559番3、同6559番4、同6559番5及び同6559番6の土地の抵当権者
- 2 送達すべき書類
令和3年9月2日付け宮収第10-2号の書類(令2宮収裁第2号(一般国道10号改築工事(都城道路・宮崎県都城市高木町地内から同市金田町地内まで及び同市乙房町地内)及びこれに伴う市道付替工事)収用裁決事件に係る裁決書)
(注意)上記書類を受領されないときは、令和3年9月30日をもってその書類の送達があったものとみなされます。

海区漁業調整委員会指示

宮崎海区漁業調整委員会指示第134号

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定により、延縄を使用したアマダイ類の採捕について、次のとおり指示する。

令和3年9月9日

宮崎海区漁業調整委員会会長 吉田照豊

(届出)

1 宮崎県沖合水深 100～200mでアマダイ類及びキダイを主漁獲物とする延縄漁業（以下「あまだい延縄漁業」という。）を営もうとする者は、宮崎海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が定める届出書に使用する動力漁船の登録票の写しを添え、所属する漁業協同組合を経由して、委員会に届け出なければならない。

（遵守事項）

2 あまだい延縄漁業の届出を行う者は、下表のとおり、操業を行うおとする海域ごとに策定される、あまだい延縄漁業の地区資源管理計画に参加しなければならない。

操業海域	地区資源管理計画
延岡市～日向市の沖合	宮崎北部地区におけるあまだい延縄漁業の資源管理計画
都農町～宮崎市の沖合	宮崎中部地区におけるあまだい延縄漁業の資源管理計画
日南市～串間市の沖合	宮崎南部地区におけるあまだい延縄漁業の資源管理計画

（漁獲量の上限）

3 あまだい延縄漁業で令和3年漁期（令和3年10月から令和4年9月まで）に採捕できるアマダイ類の漁獲量の上限は、以下のとおりとする。

漁期	地区毎の上限目標（属人漁獲量）			県留保量	合計
	県北部 （延岡市～日向市管内の漁業協同組合）	県中部 （都農町～宮崎市管内の漁業協同組合）	県南部 （日南市～串間市管内の漁業協同組合）		
令和3年	0.3トン	4.0トン	9.7トン	0.5トン	14.5トン

（漁獲成績報告書）

4 届出を行った者は、漁獲成績報告書を委員会が別に定める方法により、所属する漁業協同組合を経由して、委員会に提出しなければならない。

（採捕抑制の要請）

5 委員会は、3に定めるアマダイ類の漁獲量の上限を超過し、若しくは超過する恐れがある場合は、あまだい延縄漁業の届出を行った者に対し、別に定める方法により、アマダイ類の採捕の抑制を求めることができるものとする。

6 あまだい延縄漁業の届出を行った者は、委員会が5によりアマダイ類の採捕抑制を求めた場合、その要請に従わなければならない。

（指示の有効期間）

7 この指示の有効期間は、令和3年10月1日から令和4年9月30日までとする。

--	--